

令和6（2024）年度 県政広報紙デジタルマーケティング活用PR業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「令和6（2024）年度県政広報紙デジタルマーケティング活用PR業務」を委託する業者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 委託業務名 | 令和6（2024）年度県政広報紙デジタルマーケティング活用PR業務 |
| (2) 委託業務の内容 | 別添「令和6（2024）年度県政広報紙デジタルマーケティング活用PR業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 委託業務の履行期間 | 契約締結日から令和7（2025）年3月31日（月）まで |
| (4) 委託契約金額の上限 | 3,600,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (5) 担当所属及び問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁舎本館3階）
栃木県総合政策部広報課（広報担当）
電話 028-623-2192
電子メール kouhou@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「0 企画、広告、イベント」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ア 実施要領等の公表 | 令和6（2024）年2月16日（金） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和6（2024）年2月21日（水）15時必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和6（2024）年2月27日（火）予定 |

エ 参加表明書の提出期限	令和6（2024）年3月1日（金）15時必着
オ 参加資格の確認結果通知	令和6（2024）年3月5日（火）予定
カ 企画提案書等の提出期限	令和6（2024）年3月14日（木）15時必着
キ プロポーザル審査（書面）実施	令和6（2024）年3月22日（金）
ク 選定結果の通知・公表	令和6（2024）年3月26日（火）予定

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間 令和6（2024）年2月16日（金）から令和6（2024）年3月1日（金）
- イ 配布場所 栃木県ホームページ（目的から探す-入札・公売）からダウンロードできる。
※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により提出すること。

- ア 受付期間 公募開始から令和6（2024）年2月21日（水）15時必着
- イ 質疑方法 電子メールにより、2(5)に提出すること。
※到着確認のため電話連絡を行うこと
- ウ 回答期日 令和6（2024）年2月27日（火）予定
- エ 回答方法 質問及び回答は、栃木県ホームページ（4(2)イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、提出すること。

- ア 提出期限 令和6（2024）年3月1日（金）15時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする
- イ 提出場所 2(5)
- ウ 提出方法 電子メールにより、2(5)に提出すること。
※到着確認のため電話連絡を行うこと
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6（2024）年3月14日（木）15時までに辞退届（様式任意）を提出すること

(5) 参加資格の確認

県は、参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

- ア 通知日 令和6（2024）年3月5日（火）
- イ 通知方法 電子メール

(6) 企画提案書等の作成

企画提案書等は、仕様書を熟読の上、以下ア～オに基づいて作成すること。

- ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、

A 4判サイズに折り込んでください。なお、枚数に制限はありません。

イ 企画提案書の様式は任意としますが、必ず次の事項を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。

(ア) 企画提案内容

- a 本事業のターゲット設定
- b 委託期間を通した広告の運用方針
- c 広告バナーの作成方針
- d 目標設定
- e その他提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施人員体制

(エ) 類似業務の実績

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記してください。）と合計額

ウ 企画提案書は、1者1提案のみとします。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とします。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名（参加者名を容易に類推させる表示を含む）を記入しないでください。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出してください。

(7) 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和6（2024）年3月14日（木）15時必着

イ 提出場所 2(5)

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 受付時間 平日の9時から17時まで（提出期限日については15時まで）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）。

イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

- ク 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。なお、県が作成した著作物から転用・転載する場合には、その旨明記すること。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

提案者によるプレゼンテーションは実施せず、県が設置するプロポーザル選定委員会において、提出された企画提案書等の内容を、(1)に基づき、プロポーザル選定委員が採点・評価を行う。各審査項目の評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各選定委員の評価点数を決定する。

(3) 契約候補者の選定方法

- ア (2)による各選定委員の評価点数において、企画提案者の中で「最高点と評価した選定委員が最も多かった者」を契約候補者として選定する。最も多かった者が複数の場合は、(1)の評価項目のうち、「企画提案の優位性」に係る各選定委員の評価点数において、企画提案者の中で「最高点と評価した選定委員が最も多かった者」を契約候補者として選定する。
- イ 参加者が1者の場合には、選定委員会で総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。
- ウ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(4) 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、速やかに参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページ（目的から探す-入札・公売）で公表する。

(5) 失格事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- エ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 契約手続

- (1) 上記5(2)の選定委員会において選定された契約候補者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるものとする。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (6) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

7 プロポーザルの変更等

令和6（2024）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。

8 その他

- (1) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加により県から知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

評価基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 各審査項目の評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各選定委員の評価点数を決定する。
- 3 企画提案者の中で「最高点と評価した選定委員が最も多かった者」を契約候補者として選定する。
最も多かった者が複数の場合は、「企画提案の優位性」に係る各選定委員の評価点数において、企画提案者の中で「最高点と評価した選定委員が最も多かった者」を契約候補者として選定する。
- 4 参加者が1者の場合は、選定委員会で総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

区分		評価項目	配点
1	業務内容の理解度	(1) 本事業の目的を理解した提案であるか。	15
2	企画提案の優位性	(2) 【ターゲットの設定】 新たな読者層開拓のための、適切なターゲット設定がなされているか。	10
		(3) 【広告の運用方針】 広告配信・ウェブサイト誘導をより効果的に実施するための運用方法についての的確な提案がなされているか。	15
		(4) 【広告バナーの作成方針】 広告をより効果的にするための提案がなされているか。	15
		(5) 【目標設定】 本事業の目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。	10
		(6) その他、仕様書に記載されておらず、かつ審査上評価すべき独自の提案があるか。	5
		3	企画提案の実施可能性
(8) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	5		
(9) 業務内容に見合った適切な経費であるか。	5		
合計			100